

あなた と 都税

4月号

2018
(平成30年)
第580号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今の特集は
ご存知ですか? 固定資産の縦覧制度



固定資産税における土地・家屋の価格などが
ご覧になれます(23区内)

今の特集では、縦覧制度についてご紹介します。

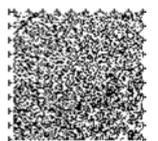
期間：4月2日(月) から7月2日(月) まで(土・日・休日を除く)

時間：9時～17時

場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

なお、平成30年度分の納税通知書は、6月1日(金) に発送予定です。

江戸東京たてもの園 園内には江戸時代から昭和中期までの、30棟の復元建造物が建ち並んでいます。都内に存在していた、現地保存が不可能となった文化的価値の高い歴史的建造物を移築し、復元・保存・展示するとともに、貴重な文化遺産として次代に継承することを目指しています。



主税局 縦覧

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タク
ちゃん

ご存知ですか？固定資産の縦覧制度(23区内)

4月2日(月)から、固定資産(土地・家屋)が所在する区にある都税事務所で課税される土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿をご覧になれます。どんな制度なのか、タクちゃんたちと確認してみましょう。

Q1

縦覧帳簿ではなにを確認できるの？

タクちゃん



縦覧帳簿ではなにを確認できるのかな？

下の3つから選んでね。

- ①自分の土地・家屋の価格
- ②同一区内の土地・家屋の価格
- ③自分の土地・家屋の税額

タクちゃん



縦覧制度は、自分の持っている土地・家屋の価格を同一区内の他の土地・家屋の価格と比較できる制度なんだ。つまり縦覧帳簿を見れば、自分の持っている固定資産の価格が適正であるか確認できるんだよ。

ということで、正解は・・・①**自分の土地・家屋の価格**と②**同一区内の土地・家屋の価格**だよ。

タクちゃん



今年の縦覧期間は、4月2日(月)から7月2日(月)まで^{※1}で、縦覧帳簿は土地・家屋が所在する区にある都税事務所で見るができるよ。^{※2}

※1 土・日・休日を除く。受付時間は9時～17時です。

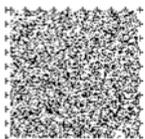
※2 23区外における縦覧制度については、各市町村にお問い合わせください。

チェック



〈縦覧の際にお持ちいただく本人確認書類について〉

- 1 固定資産税の納税者ご本人の場合、納税者本人であることを確認できるもの
- 2 上記の方から委任を受けている方の場合、代理人本人であることを確認できるもの
官公署が発行した顔写真付きの書類(運転免許証やパスポート)等、原本をご提示ください。また、原則として写しをとらせていただきますので、ご了承ください。



Q2

縦覧と閲覧の違いは？

ノンちゃん



縦覧制度と固定資産課税台帳の閲覧はなにが違うのかしら？下の3つから選んでね。

- ①見ることができる期間
- ②見ることができる人
- ③見ることができる範囲

ノンちゃん



固定資産課税台帳の閲覧は、他の土地・家屋との比較はできないけど、年間を通じて閲覧することができるのよ。それに、閲覧は、納税者本人だけでなく、例えば借地人・借家人の方でも、借りている資産^{※3}の部分について、固定資産課税台帳の閲覧ができるわ。

ということで、正解は・・・①～③の**すべて**よ。

※3 借家人の場合は借りている家屋の敷地についても閲覧できません。

ノンちゃん



ちなみに、借地人・借家人の方が申請する場合は、本人確認書類だけでなく、賃貸借契約書等(対価が支払われているものに限る。)が必要だから、忘れずに都税事務所に持っていこうね。



安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

平成30年5月10日(木)までにお申込みいただくと、6月の固定資産税第1期分からご利用いただけます。

☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎ 03-3252-0955



固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続します(23区内)

固定資産税・都市計画税について、平成30年度も下記の軽減制度を継続します。

○小規模住宅用地に対する軽減措置

対象 住宅1戸につき200㎡までの土地

○小規模非住宅用地に対する軽減措置

対象 一画地における非住宅用地の面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分(個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。)

○税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する軽減措置(平成32年度まで継続)

対象 今年度の税額が前年度の税額の1.1倍を超える土地

○耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する減免措置(平成31年度末まで延長)

対象 昭和57年1月1日以前から所在する家屋を建て替えた場合又は改修した場合

○商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置

対象 負担水準^{※1}が65%を超える商業地等^{※2}

※1 固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合

※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」の提出はお済みですか？

引越し等で区役所等へ住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋が所在する都税事務所にご提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



インターネット
でのお手続は
こちらから！



⚠この手続は、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

⚠海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。「納税管理人申告書」を土地・家屋が所在する都税事務所にご提出ください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話相談室(☎03-5318-0261)にお問い合わせください。

5月から固定資産に関する証明の手数料と表示方法が変わります！

平成30年5月1日(火)から、固定資産に関する証明の手数料と表示方法が次のとおり変わります。

【対象となる証明】 固定資産評価証明^{*}・関係(公課)証明^{*}・物件証明

※表示方法の変更は土地又は家屋に関する証明のみ

○手数料の改定

| | |
|-----|--|
| 改定前 | 1件につき400円 |
| 改定後 | 1件目 … 400円 2件目以降 … 1件につき100円 [*] |

^{*}土地1筆、家屋1棟、償却資産1種類ごとに1件と数えます。

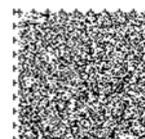
※所有者、資産が所在する区及び証明の種類が同じ場合に限りです。

また、「土地又は家屋」「償却資産」の別ごとに400円かかります。

○表示方法の変更

| | |
|-----|-------------|
| 改定前 | 証明1枚につき1件 |
| 改定後 | 証明1枚につき最大3件 |

📍 各都税事務所(23区内)の固定資産税班



昭和54(1979)年



土地・家屋に対して課税される固定資産税の税額は、土地・家屋の価格(評価額)をもとに算定されます。原則として、価格は3年間据え置かれ、3年ごとに評価の見直し(評価替え)が行われます。

1979年は評価替えの年ということで、カタツムリたちが自分たちの“家”の価格の見直しについて話をしている、可愛らしいポスターとなっています。ちなみに、カタツムリの殻は体の成長に合わせて成長していくそうなので、評価額が上がるかもしれませんね。

また、当時のポスターでは、固定資産課税台帳の縦覧期間が4月2日から21日までとなっていますが、平成30年度は4月2日(月)から7月2日(月)までです。

お知らせ

自動車税納税通知書は5月1日(火)に発送します

平成30年度分の自動車税の納税通知書は、5月1日(火)に発送します。納期限は、5月31日(木)です。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎03-3525-4066(平日9時～17時)

自動車税の障害者減免申請の受付を行っています

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象に、平成30年度分の自動車税の減免申請の受付を行っています。

減免対象: 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合

申請期限: 平成30年5月31日(木)

*新たに自動車を取得した場合は、登録(取得)の日から1ヶ月以内
※減免額には上限があります。

申請期限間際は窓口が大変混みますので、お早目のご申請にご協

力をお願いいたします。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎03-3525-4066(平日9時～17時)

公売情報

インターネット公売(不動産、動産・自動車)を実施します!

公売参加申込期間: 4月10日(火) 13時～4月26日(木) 23時

入札期間(不動産):
5月8日(火) 13時～

5月15日(火) 13時

せり売り期間(動産・自動車):
5月8日(火) 13時～

5月10日(木) 23時

動産・自動車については、下見会を実施予定です。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

☎ 主税局徴収部機動整理課公売班
☎03-5388-2986

ご案内

便利な電子申告をご利用ください!

以下の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や

電子納税をご利用いただけます。

- ・法人事業税・地方法人特別税・法人住民税

- ・23区内の事業所税

- ・23区内の固定資産税(償却資産)[※]

※電子申告のみ利用可能

オフィスやご自宅から手続きができ、とても便利です!

☎ **利用手続** eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459 または

☎03-5500-7010

申告内容・納税 所管の都税事務所

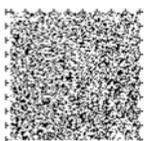


新社会人の皆さんへ

主税局HPでは、就職を控えた新社会人の方に向けて、給与明細の見方や納める税金の種類、都税のゆくえ等を解説する特設ページを設置しています。ぜひご覧ください!

編集後記

「懐かしのポスター展」の連載は今月号で終了です。次号からは新コーナーを予定しております。お楽しみに!(T)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> 都政情報からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙バブル配合率20%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(28)62 平成30年4月1日発行